## 新 ・ 地 域 福 祉 活 動 計 画 スクラム '18



平成26年4月

社会福祉法人

東大阪市社会福祉協議会

#### はじめに

東大阪市社会福祉協議会では、これまで社協の活動指針として「地域福祉活動計画プラン21(平成6年)」、「新・プラン21(平成13年)」、「市民福祉活動計画プラン2008(平成16年)」、「新・地域福祉活動計画プラン13ひがしおおさか」(平成21年)(以下、「プラン13」)を策定し、推進してきました。

今回の「新・地域福祉活動計画スクラム'18」(以下、「スクラム'18」)は、「東大阪市第4期地域福祉計画」と連動して取り組み、公民協働で地域福祉を推進するための計画として策定しました。 近年では、地域のなかでのつながりの希薄化、社会情勢の変化による福祉サービスに対するニーズも多様化・複雑化してきており、孤立死、生活困窮者、セルフネグレクトなど大きな社会問題となってきています。

また、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉の分野に関する制度も改正されるなど、福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に地域での絆、人と人との結びつきが大切という気運が高まるなかで、災害ボランティア活動、市民の災害に対する関心と意識も高まりました。

こうした今日的な社会問題の解消、防災・減災に対する意識を高めていく上でも、「スクラム'18」では、「プラン'13」を継承し、地域福祉を創り出していく主体は地域住民自身であることを基本に据え、様々な人たちや団体・関係機関と協働・連携しながら地域福祉活動を具体的に取り組むうえで現時点での考え方、目標としてまとめました。

「スクラム'18」策定のプロセスでは、行政や校区福祉委員会、自治会、民生委員会、福祉団体、社会福祉施設、ボランティア、NPOのほか、市民の皆さんの幅広い参画を得て、市民の意見や提案を大切にし、「社協の活動計画」としてではなく、「地域住民や市民団体が協働・連携して地域福祉活動を推進していくための計画」としてすすめて参りました。

市と共同で実施いたしました、東・中・西地区での地域懇談会をはじめ、策定委員会での福祉団体の取り組みについての意見交換会、職員プロジェクトチーム会議など、多くの時間とご指導、ご尽力を賜りました新﨑国広委員長をはじめ、策定に関わっていただきました策定委員会委員の皆様、貴重なご意見やご提案をいただきました関係者や市民の皆さんに深く感謝いたします。

今後、「スクラム'18」が多くの福祉関係者にとって、具体的な地域福祉活動の指針となり、"助けあう・支えあう・ふれあいのまちづくり"をオール東大阪として推進していけるよう、当協議会として全力で取り組んで参りますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 「スクラム<sup>,</sup>18」の策定にあたって

「新・地域福祉活動計画スクラム'18」以下、(「スクラム'18」) は、東大阪市の地域福祉をより一層推進していくことを目的として、「東大阪市第4期地域福祉計画」(以下、地域福祉計画)と一体的な計画策定に努めました。

両計画では、共通の基本理念として「すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、 共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現」を掲げています。地域福祉計画は、この 基本理念を具現化するために、今後5年間に取り組んでいくべき方向性(ミッション)や具 体的施策をさまざまな観点から総合的に策定しています。一方、「スクラム'18」は、基本 理念の具現化をめざして地域住民が主体となって取り組んでいく「住民の、住民による、住 民のための地域福祉を具体的に造りあげていく行動計画(アクションプラン)」であり、このた めに社協が取り組むべき方向性を示した社協の発展強化計画でもあるといえます。

前計画である「プラン'13」から5年経過した現在、コミュニティ(住民)意識の希薄化 や核家族化や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤立死やセルフネグレクトと いった社会的孤立の問題も今日的社会的問題としてますます深刻化しています。そして、従 来の公的サービス中心の福祉施策だけでは、制度と制度の狭間にあって本当に支援が必要な 人々や、地域における複合多問題化する生活問題に対応することが困難になってきました。

このため、このような課題を克服するためには、公助(専門職による支援)にとどまらない、共助・自助・近助(互助)といった住民の自発的な支えあいが、双方の強み(ストレングス)を活かして取り組む「住民と専門職との協働による地域福祉(まちづくり)」の創造が求められています。しかし、「住民主体・住民参画」今回の両計画策定のために実施した「地域福祉に関する市民アンケート」では、「社会貢献・地域貢献、ボランティア等に現在参加している」と回答された方が 10.3%と、前回の調査(15%)に比べ5%(約2万5000人)減少しており、「住民の側に依存的・おまかせ的な体質」や「地域福祉の担い手が減少している」といった深刻な状況も確認できました。

このような厳しい状況に早急に対応するために、東大阪市社会福祉協議会は地域福祉を推進するための中間支援組織として、両計画共通の「地域福祉ネットワーク概念図」にも明確に位置づけられました。しかし、現在の社会福祉協議会のままでは、この重要な役割を十全に担えるか不安な面もあります。だからこそ、今後5年間で、住民の皆さまや行政・関係諸機関のご協力・参画・協働を得て、社協内部の連携・協働の強化に励み、「公助+共助+自助・近助(互助)」の協働参画型による支えあいのまちづくりを構築する地域福祉の中間支援組織として生まれ変わらなければなりません。

そういう意味でも、本計画策定は、「住民の、住民による、住民のための地域福祉を具体的に 造りあげていく活動計画(アクションプラン)」のスタートに過ぎません。

今後、さまざまな状況の変化に対応できるように継続改善を繰り返しながら、5年後には、「スクラム'18」が計画で終わらず、東大阪市の地域福祉の実態となっているように努めていきたいと思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、精力的にご審議いただきました策定委員会の皆さまをはじめ、福祉関係団体、社会福祉施設、ボランティア、NPO、大阪府社会福祉協議会、行政関係者のご参画をいただくとともに、私の厳しい��咤激励にもひるまず計画をとりまとめていただいた社協職員プロジェクトチームのメンバーにも心から御礼申し上げます。

平成26年4月

## 目 次

第1	章 地域福祉活動計画の基本的な考え方
1	地域福祉活動計画の基本理念・・・・・・・・・・・・1
	社会福祉を取り巻く今日的課題・・・・・・・・・・・1
3	計画の期間3
第2	章 地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして
1	「プラン'13」の成果4
2	地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして・・・・・・・・・・・・4
	【地域福祉ネットワークの概念図】・・・・・・・・・・・・・・・5
第3	章 アクションプラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
基本	x目標 I つながり、支えあうまちをつくろう
1	地域で活動している団体を支援していきます7
2	災害時などの緊急時に支えあえるしくみをつくります8
3	市民の活動への参加と支援をすすめます9
基本	は目標Ⅱ 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう
	気軽に何でも相談できるしくみをつくります10
5	身近な地域で活動を展開します ・・・・・・・・・・11
6	権利擁護の取り組みをすすめます12
7	情報の提供や研修を充実します ・・・・・・・・・・・13
8	社会福祉協議会の機能を充実します ・・・・・・・・・・・14
基本	x目標Ⅲ 地域福祉のこころを育もう
9	福祉の学習や研修を充実します ・・・・・・・・・15
10	地域福祉のプラットホームをつくります16
資	料
	「新・地域福祉活動計画」策定委員会規程 ・・・・・・・・・・・・・17
	「新・地域福祉活動計画」策定委員会名簿
	「新・地域福祉活動計画」策定の経過19~20



## 第1章 地域福祉活動計画の基本的な考え方

前回の地域福祉計画および「新・地域福祉活動計画プラン'13ひがしおおさか」(以下、「プラン'13」) 策定から5年が経過しました。今回の地域福祉活動計画(以下、本計画)策定にあたっては両計画の特徴を考慮しながら、行政と社会福祉協議会が連携して策定しています。

本計画の意義について、「プラン'13」から継承されるもの(基本理念)と社会福祉状況の変化に伴う今日的課題に対応するための、本計画の特徴を整理します。

#### 1. 地域福祉活動計画の基本理念

「地域福祉」とは、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。

暮らしの安心のためには、住民・当事者自らが備える「自助」や近隣での支えあいによる「近助」、地域等でお互いに助けあう「共助」、そして専門職による福祉サービス等の「公助」の3つの視点が必要です。

地域福祉の基盤である、高齢者・障がい者・子育て支援などを支える公的な福祉サービス「公助」の充実が必要不可欠ですが、「公助」だけでは十分ではありません。地域福祉計画や地域福祉活動計画は、「公助」のみでは十分にカバーできない領域に対して、日常生活の中で何らかの支援が必要になった人を地域を基盤として包み込み、支えていくための「公助十共助十自助・近助」協働参画型による支えあいのしくみづくりの具体的な方法と道筋(プロセス)を示すための計画です。

#### 【表1】「法律による社会福祉」と「自発的な社会福祉」

公助→法律・制度による社会福祉	「共助」・「自助・近助」→自発的な社会福祉
法的根拠:憲法第25条「生存権」保障	法的根拠:憲法第13条「幸福追求権」
対象限定型社会福祉(social welfare)	協働参画型社会福祉(social well-being)
弱者救済(特別な対象者への援助)	福祉の社会化・社会の福祉化・バリアフリー
分野別対象別(障がい者・高齢者・児童等)	地域福祉の推進

出典:岡村重夫(1983)『社会福祉原論』(全国社会福祉協議会) 3頁を参考に作成。

このような考えをもとに、「プラン'13」では、「すべての人が地域で個性を尊重しあい、 支えあい、共に生きる安心と活力の福祉コミュニティの実現」を基本理念として、地域福祉の推進に努めてきました。「プラン'13」の成果としては、さまざまなものがありますが、 次の3点が、「プラン'13」が達成した最大の成果であるといえます。

- ①社会福祉協議会が地域福祉推進に特化した組織として「共助」、「自助・近助」の組織化を推進する体制を整えた点
- ②コミュニティソーシャルワーカー (CSW) を身近な総合相談の専門職として位置づけ、実体化した点
- ③「地域福祉ネットワーク推進会議」を市域・東中西各地区で実施し、実体化させた点

本計画においては、「プラン'13」の成果を踏まえ、さらに今後5年間に取り組むべき項目を充実させて、今後5年間で、次に述べます「社会福祉を取り巻く今日的課題」に対応する地域福祉システムの充実をめざしていきたいと考えます。

#### 2. 社会福祉を取り巻く今日的課題

現在の社会福祉の状況は、コミュニティ(住民)意識の希薄化や核家族化や高齢世帯の増加による家庭機能の弱体化により、孤立死やセルフネグレクトといった社会的孤立の問題も大きな社会的問題として深刻化しています。このような深刻な問題を克服するために、例えば、高齢者分野においては、平成24(2012)年4月には、介護保険法が改正され「地域包括ケア(医療・介護・予防・生活支援が確保される体制)」という考え方が打ち出され、平成25(2013)年6月には、厚労省老健局からは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるような「地域包括ケアシステム」の構想が示され、総合的な生活支援、介護予防の基盤整備体制の充実が提言されています。

障がい者分野においては、平成 25 (2013) 年 4 月には、「障害者総合支援法(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)」が施行され、個々の課題に対する施策も少しずつ整備されてきました。

児童福祉分野においては、平成 24 (2012) 年 4 月には、児童福祉法等の改正による「教育と福祉の連携の一層の推進」が示され、障がい児福祉や特別支援教育の充実が指摘されています。

また、平成 23 (2011) 年 6 月に「障害者虐待防止法(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行され、児童・高齢者・障がい者すべての分野において、虐待防止法が策定されました。

平成 25 (2013) 年 10 月 17 日第 185 回国会(臨時会)には、「生活保護法の一部を改正する法律案」とともに「生活困窮者自立支援法」が提案され、平成 27 (2015) 年4月に施行されます。このように、「プラン'13」策定から 5 年が経過した現在、今日的福祉課題に対応して、様々な福祉施策が策定されています。

しかし、このような従来の公的サービス中心の福祉施策だけでは、制度と制度の狭間にあって本当に支援が必要な人々や、地域におけるさまざまな生活問題に対応することが困難になってきました。このため、このような課題を克服するためには、公助としての「法律による社会福祉」にとどまらない、「共助」、「自助・近助」としての「自発的な社会福祉」が双方の強み(ストレングス)を活かして取り組む「住民と行政の協働による地域福祉」の創造が求められています。

社会福祉の今日的課題に対して、「A.従来からの申請制度に基づく法律・制度内での対応」、「B.新たな福祉課題への対応(セルフネグレクト・孤立死・複合多問題等)」、「C.コミュニティワーク(「公助」、「共助」、「自助・近助」の協働)」「D.無関心層への啓発・福祉の担い手づくり(福祉啓発・福祉理解学習)」の、4つの領域に対応する取り組みを行うことが必要不可欠です。

これを図表で示したのが次ページの【資料 1】です。

#### 【資料1】

「直接的専門的支援の必要性」と「デマンド・問題意識の有無」のマトリクスで考察する 今日的福祉課題に対する社会福祉・地域福祉の役割

当事者・家族からの申請・相談がある

#### C:コミュニティワーク A.従来からの相談支援業務 直 C:自助・共助と公助の協働 例 · 介護保険事業 接的 ・障がい者福祉サービス等 例:孤立死防止のための地域福祉活動 事 な専門的支援の必要性は低い 防 セルフヘルプグループ支援 後 ※申請制度(法内での支援にとどまる) 的 的 民生委員・住民等との協働実践 ※『ゲートキーパー』の役割 福 対 ◎地域住民の主体形成を図る ※『法律による社会福祉』(岡村重夫) 応 祉 直 間 B.セルフネグレクトへの対応 上接援助: 接 D:啓発·福祉理解学習 援 B.虐待問題 (高齢者・障がい者 例 ・各種ボランティア養成講座 助 ·児童3領域) 介護予防の啓発事業 技 技 B.複合多問題ケースの増加 認知症サポーター養成 情報誌・機関紙での発信 ※申請制度では対応できない問題 ・福祉にかかわる担い手の育成等 ※『自発的な社会福祉』(岡村重夫) 福祉教育・ボランティア学習推進 ◎高齢者・障がい者・児童3領域の協働が不可欠 ◎アウトリーチが必要不可欠

当事者・家族からの申請・相談はない

従来は、A~Dまでの各領域内で支援が、各対象ごとの縦割りで行われていたり、事業や 活動ごとに、個々別々に実践されてきた状況があります。

本計画では、今後、より一層の地域福祉の推進を図るために、A~Dまでの各領域内で の対応にとどまらず、A~Dの領域を総合的・往還的に対応していくための「地域福祉実 践モデル(顔の見える関係づくり)」に重点をおいて作成しました。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成26年度を初年度、平成30年度を目標年度とする5カ年計画とします。 また、今後の社会情勢の変化に応じ、中間時点での見直し等について柔軟に対応していきま す。

#### 【計画の対象期間】

平成 21 年度 平成 22 年度 平成 23 年度 平 (2009 年度) (2010 年度) (2011 年度) (						
新 ・ 地 域 福 祉 活 プラン'13 ひがし	 	 福祉さ	L 活 動 計	· <b>III</b>	次期	計画

## 第2章 地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして

### 1.「新・地域福祉活動計画プラン'13ひがしおおさか」の成果

「プラン'13」の成果として以下の項目が最大の成果であるといえます。

〇地域福祉推進のため、身近な地域で分野を越えた支援ネットワークを構築するため、地域 福祉ネットワーク推進会議を実施しました。

〇社協地域担当職員(COW)をリージョンごとに、7名配置することができました。また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)と連携し情報を共有することにより、総合的な福祉推進体制の整備ができました。

〇高齢者や障がいを持った人が、住みなれた地域で安心して生活が送れるように、支えあう 地域社会を推進するため、高齢者地域支え合いセンター事業(ワンコイン生活サポート事業・ 介護予防活動ボランティアの組織化及び活動支援・認知症等高齢者支援事業・SOSオレン ジネットワーク事業・事業所ふくしネットワーク事業)を実施し、継続事業として展開でき ました。

〇地域に根ざしたボランティアを養成するため、地域型ボランティア養成講座を社協が管理、 運営する3つの老人センターで開催し、身近なボランティア活動の拠点としての基盤づくりができました。

〇常設型災害ボランティアセンターの機能を強化するため、職員の研修、訓練、マニュアル 作成を行うとともに、広く市民に対して防災・減災についての研修や、広報活動を行いました。

#### 2. 地域に必要とされる社会福祉協議会をめざして

「プラン'13」と比較して本計画の最も大きな特徴は、地域福祉ネットワークの要の中間支援組織として、社会福祉協議会を位置づけたことです。

全国社会福祉協議会は、平成 22 (2010) 年 12 月に「全社協福祉ビジョン 2011」を打ち出しました。同ビジョンでは、現在の福祉課題・生活課題として、貧困、孤立死、ニート、ひきこもり、自殺、ホームレス、ゴミ屋敷、家庭内での高齢者虐待や児童虐待、DV、更生保護分野における高齢者、知的障がい者への支援などを挙げています。

平成 24 (2012) 年 10 月には、同ビジョンをより具体化した「社協・生活支援活動強化 方針」を示し、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を具現化することが、 社会福祉協議会の使命であると明文化しています。これまでも社会福祉協議会は、一貫して、 地域の様々な課題に対し、地域住民、校区福祉委員会、自治会、民生委員会、社会福祉施設、 専門機関、ボランティア、NPO 団体などと協力し、地域の実情に応じて事業や活動を展開す ることで、地域福祉の推進を図ってきました。

本計画策定にあたっては、「公助+共助+自助・近助」の協働参画型による支え合いの具現化を進めていくために、「東大阪市らしさ(地域特性)」を活かした、「地域福祉ネットワーク推進会議」や「地域懇談会」などの「顔の見える関係づくり」を強化し、東大阪市でしか作成できない計画を、様々な方々の参画を得て構想してきました。

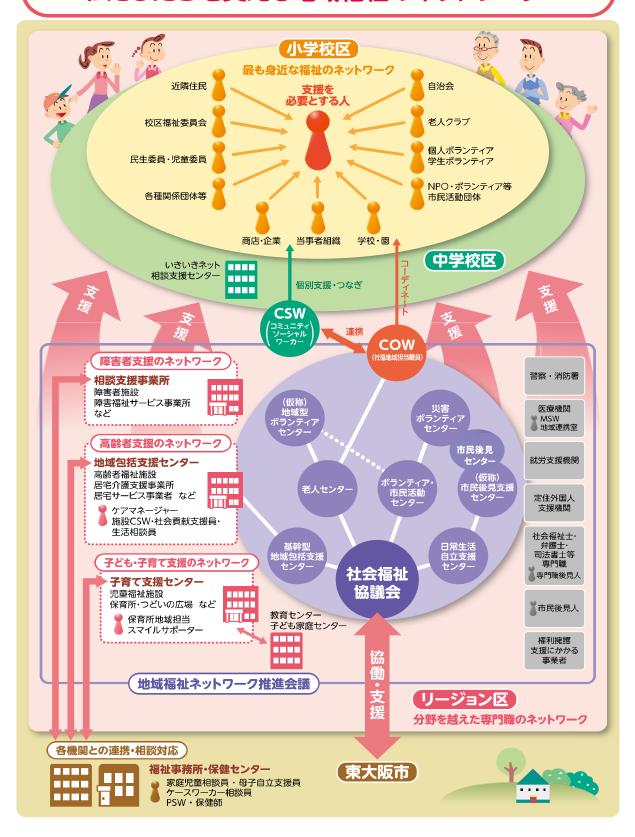
社会福祉協議会の現在の実態が、地域福祉ネットワークの中核となる中間支援組織として機能できるかは、今後5年間の社協の自助努力と、同時に、住民の皆さま一人ひとりの協力が必要不可欠です。

今回の本計画の最大のテーマは、高齢・児童・障がいといった分野を超えた「顔の見える関係づくり」です。今回の地域福祉活動計画の具体的な計画を通して、地域福祉の推進のために今後5年間で各分野を越えて総合的に本計画を実体化させていきたいと考えます。

このような仕組みのイメージが次ページの【地域福祉ネットワークの概念図】です。

#### 【地域福祉ネットワークの概念図】

## わたしたちを支える地域福祉のネットワーク



## 第3章 アクションプラン

地域における、「公助」、「共助」、「自助・近助」の考え方を基底に、地域社会、住民、行政、 事業所等の福祉に係る関与者すべてのネットワーク構築により、「東大阪市第4期地域福祉計画」を具体的に取り組んでいくために、次のようなアクションプランを展開します。

以下の内容は、策定委員会や職員プロジェクトチーム会議、地域懇談会等において、過去の取り組みや現在から将来にわたって必要とされる取り組みを検討・整理したものです。

実際の活動計画として取り組んでいくため、中核となる社会福祉協議会による実効性ある アクションプランとしてまとめあげています。

## 「新・地域福祉活動計画 スクラム 18」の体系

#### 基本目標 I つながり、支えあうまちをつくろう

1. 地域で活動している団体を支援していきます (地域福祉の活性化)

重点方針

- 2. 災害時などの緊急時に支えあえるしくみをつくります (地域における福祉の防災力づくり)
- 3. 市民の活動への参加と支援をすすめます (安全と安心の確保)

#### 基本目標Ⅱ 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう

- 4. 気軽に何でも相談できるしくみをつくります (多様な相談機能の充実)
- 5. 身近な地域で活動を展開します (地域福祉ネットワーク)

重点方針

- 6. 権利擁護の取り組みをすすめます
  - (サービスから漏れる対象になりやすい人)
- 7. 情報の提供や研修を充実します (適正な福祉サービスの確保と情報提供)
- 8. 社会福祉協議会の機能を充実します (社会と地域のつながる場づくり)

#### 基本目標皿 地域福祉のこころを育もう

重点方針

- 9. 福祉の学習や研修を充実します (地域福祉意識の啓発)
- 10. 地域福祉のプラットホームをつくります (ボランティア、NPO等の活動)

※( )内は「東大阪市第4期地域福祉計画」における表記

## 基本目標 I つながり、支えあうまちをつくろう

## 重点方針(1)

#### 地域で活動している団体を支援していきます

#### 【みんなで取り組む方向】

◎地域福祉の活性化を図るため、①地域福祉にかかわる諸団体の活動支援、②市民啓発による担い手づくり、③地域福祉ネットワーク推進会議を積極的に支援します。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ⑨当事者団体は、会の魅力を高めて会員を増員し協力しあえる体制をつくります。
- ◎小地域ネットワーク活動では、世代間交流ができるサロンなどを活性化し、地域で顔の見える関係づくりを進めていきます。
- ◎救急医療情報セットを活用した地域の高齢者の見守り活動が、事例などを通して、自分たちの住むまちに反映させて、地域の仲間と一緒につくりあげていく福祉活動として取り組んでいきます。
- ◎当事者団体と支援団体、福祉施設との交流を深めることにより、情報提供や見守りのネットワークの強化を図っていきます。
- ◎当事者団体間や異なる福祉団体間での交流を増やしていくため、会合などができる場所の開拓を進めていきます。

- ☆小地域ネットワーク活動をはじめとする、様々な地域福祉活動を推進している団体を支援します。
- ☆地域福祉活動を推進している校区福祉委員会をはじめ、自治会や民生委員会などの活動を多くの地域住民に知ってもらうため、活動紹介やイベントなどの情報発信を推進します。
- ☆地域で活動している団体と協働で身近な地域で活動できる人材を育成するための機能づくりを推進します。
- ☆地域ごとに団体、関係機関、事業所等とのネットワークの構築を図り、地域課題を把握し解 決に向けて会議や懇談会、研修などに取り組みます。
- ☆地域の福祉課題を解決するための情報を共有し、多様な意見をもとに課題解決を行っていき ます。

## 重点方針(2)

#### 災害時などの緊急時に支えあえるしくみをつくります

#### 【みんなで取り組む方向】

◎地域における福祉の防災力づくりのため、平時から顔の見える関係づくりに努めます。また、常設型災害ボランティアセンターの機能を強化し、情報発信・災害時ボランティアリーダーの育成・防災プログラム等のメニュー開発を積極的にすすめます。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎平時から災害時支援ボランティア向けの研修等の開催や情報の提供を行い、支援ボランティアとの関係が継続できるように努めていきます。
- ◎障がいの特性に応じたボランティア活動支援ができるように当事者団体と連携し、研修などを通してスキルアップを図っていきます。
- ◎当事者団体は、災害時に安全・安心な行動がとれるように会員相互の連絡網を作成します。 また、作成したパンフレットなどを活用し、障がいの特性を広く市民に知ってもらえるよう啓発していきます。
- ◎災害時に支援を必要とする障がい者や高齢者と平時から地域で顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時における校区ごとの連絡網、救助方法、安全確認のマニュアル作成に取り組んでいき、支援ネットワークの網の目を細かくしていきます。
- ◎当事者団体と支援団体で情報の共有を進め、災害時に助け合える体制を構築していきます。
- ◎災害時に情報や備蓄飲料を提供する自動販売機の設置を拡充します。
- ◎福祉施設が、地域の社会資源として災害時にも有効に活用されるように、支援システムの 構築を行っていきます。

- ☆防災・減災についての情報を発信し、福祉団体や当事者グループ、ボランティアグループの 取り組みを推進・支援していきます。また、災害ボランティアセンターとして校区での自主 防災訓練に参加して、啓発するための防災プログラムのメニューの開発を進めていきます。
- ☆高齢者や障がい者、妊産婦など災害時要援護者となる人のための福祉避難所について、行政 や福祉団体、社会福祉施設等と連携しながら体制整備を進めていきます。
- ☆災害時にリーダーとして活動ができるボランティアを養成・支援していきます。
- ☆地域の支援者(校区福祉委員会、自治会、民生委員会等)を対象とした防災、減災の研修会 を開催し、支援者に向けたパンフレットの作成・配布など、地域の支援体制を構築していき ます。
- ☆地域の支援者が普段からの見守り活動として、救急医療情報セットなどを活用し、災害に強いまちづくりをめざしていきます。

## 重点方針(3) 市民の活動への参加と支援をすすめます

#### 【みんなで取り組む方向】

◎市民生活の安全と安心の確保のため、公助と共助、自助・近助の協働参画による支え合いの仕組みづくりを充実します。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎地域の特性が分かる人材を育て、専門職員とつながることで、地域の中で様々な活動が地域で広がるように開催した、「まちづくり未来塾」を継続発展させていきます。
- ◎地域の歴史を知る機会を提供することにより、郷土愛の心を育て、市民が積極的にまちづくりの福祉活動に参加する環境づくりに取り組みます。

#### ■地域の推進役として社会福祉協議会が取り組んでいくこと

- ☆学校や施設、企業などと連携し、世代を超えて地域福祉活動に気軽に参加できるしくみを作ります。
- ☆地域住民へのアンケートなどにより、ニーズを把握し地域ごとの特色・特徴を活かした人材育成・発掘のシステムを、行政や社協地域担当職員(COW)、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、地域の支援者と連携して計画し、作成していきます。
- ☆地域で互いに支え合うための仕組みづくりとして、「地域安心生活サポーター」を育成し、介護保険などで対応できない需要にも対応していきます。また、「認知症サポーター養成講座」を今後も地域で開催できるよう啓発します。
- ☆地域福祉の構成要素である「自助・近助」「共助」をもとにボランティア・市民活動センターの充実強化を図り、学校や企業との連携・協働によるボランティアメニューの開発を行います。
- ☆角田総合老人センターの「高齢者地域支え合いセンター事業」を通して、市内の各老人センターと共に地域で助けあい、支え合うしくみを展開していきます。
  - (※) 社協地域担当職員(COW)

おおむねリージョン区域ごとに社協の職員を1名配置し、地域の支援者とともに、その地域の福祉課題について解決を図れるように支援を行う専門職です。

(※) コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

援護が必要な高齢者や障がい者、子育て中の人などへの相談援助や必要なサービスや専門機関へのつなぎなどの、 課題解決のための支援とともに、地域の福祉力を高めるための関係機関・団体などへの働きかけを行う専門職で す。東大阪市では、おおむね2つの中学校区ごとに設置した「いきいきネット相談支援センター」に配置されて います。

(※) 地域安心生活サポーター

ワンコイン生活サポート事業の援助会員で、日常生活のちょっとした困りごとを『お互い様』という助けあいの精神でお手伝いしていただく方です。

## 基本目標Ⅱ 地域で発見、相談、支援できるしくみをつくろう

#### 重点方針(4)

#### 気軽に何でも相談できるしくみをつくります

#### 【みんなで取り組む方向】

◎社会的孤立やセルフネグレクトといった深刻な福祉課題に積極的に対応するために、多様な相談機能の充実を図り、身近な福祉の総合相談窓口の拡充をめざします。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎福祉施設では、行政とも連携し中間的就労の支援をすすめながら、幅広く地域の支援に向けて取り組みます。
- ©当事者団体は、地域包括支援センターと協力や連携を密にしながら、引き続き介護者に対して必要な情報の提供や適切な知識の向上に努めます。
- ◎当事者団体は、知的障がい者の家族への支援、障がいを理解するためのワークショップや相談支援事業を継続し、家族の不安軽減を図り、障がいのある子がいても自分らしく生きていく手助けとなる活動に取り組みます。
- ◎福祉施設でこれまで培われてきたノウハウなどを地域に広め、地域の中で必要な社会資源として認知度を高めて、気軽に相談できる場づくりや利用につながる仕組みをつくります。
- ◎福祉施設は、失業、虐待、DV、けがなどで生活に困っている人たちを訪問・相談援助しながら必要な制度につなぎ、生活困窮に陥った方々の支援に継続して取り組みます。
- ◎当事者団体は、各校区の部会員との情報交換や交流を深め、積極的に気軽に相談しあえる体制づくりに取り組みます。

#### ■地域福祉の推進役として社会福祉協議会が取り組むこと

- ☆社会福祉協議会の各部署に、「福祉の総合相談窓口」をつくり、そこから適切な窓口を紹介できるように、専門の相談機関、関係機関と連携を強化するなど、組織の体制づくりに取り組みます。
- ☆相談窓口に福祉に関するパンフレットや広報紙等を掲出し、誰もが気軽に相談できる環境を 整備していきます。
- ☆多様な相談内容に対し的確に対応できるよう、職員の資質の向上に努めます。
- ☆社会福祉協議会が管理運営する3カ所の老人センター(五条・角田・高井田)にボランティアに関する相談窓口を設置し、身近な地域でボランティアの相談ができる体制を整えていきます。
- ☆企業・事業所・関係機関の協力のもと実施している「事業所ふくしネットワーク事業」や「SOSオレンジネットワーク事業」といった早期発見の仕組みを拡充していきます。

#### (※)中間的就労

「一般就労」が難しい公的扶助の対象者が、本格的な就労に向けた準備の一環として、「日常生活の自立や社会参加のために働く」ことです。

- (※) 事業所ふくしネットワーク事業
  - 宅配事業所(新聞・検針など)とネットワーク化を進め、ひとり暮らし高齢者などに異変があった場合、地域の支援者・機関と連携し、安否確認や緊急対応する仕組みです。
- (※) SOSオレンジネットワーク事業(認知症高齢者見守りネット) 認知症の高齢者が行方不明になったとき、市内の民間事業所とネットワークを構築することで早期発見へ繋げる仕組みです。

## 重点方針(5)

#### 身近な地域で活動を展開します

#### 【みんなで取り組む方向】

◎社会福祉協議会が地域福祉推進の中間支援組織として、身近な地域での多職種との連携 や地域住民との協働を積極的に推進します。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎福祉施設は、社会貢献事業に取り組み生活困窮、失業、虐待などで困っている方々への対応として、地域の民生委員、自治会の協力支援を求め、地域の中で孤立死を未然に防ぐ体制づくりをすすめます。
- ◎校区で配布した救急医療情報セットが適切に活用され、安否確認をすることで、市民が安心して生活ができる地域づくりに取り組みます。
- ◎小地域ネットワーク活動の充実と市民の参加促進を図り、地域でより顔の見える関係づくりに取り組みます。
- ◎当事者団体は、地域包括支援センターや関係機関の協力により、専門職と協働で介護保険制度などに関する必要な情報を得られる体制づくりに取り組みます。
- ◎当事者団体は、地域のなかで高齢者が犯罪に巻きこまれないように、日常的な声かけや個別に訪問するなど、高齢者を安心・安全に見守る活動に取り組みます。
- ◎当事者団体は、介護者同士の情報交換が身近な地域で行えるように、場所の確保に向けて取り組みます。
- ◎老人クラブの活動は地域の中で、高齢者、大人、子供に関わらず、声かけやあいさつ運動に取り組み、高齢者の閉じこもりの発見、防止に努めます。
- ©民生委員は、行政や社協との連携を緊密にし、各種のさまざまな行事の参加や見守り等の 社会貢献活動に取り組みます。
- ◎地域で支援が必要な方に対して関係機関、専門機関と連携し、地域の支援者と一体的となり、地域の中で支え合える体制づくりをすすめます。

- ☆地域福祉のネットワーク化を進めるために、社協地域担当職員(COW)は小学校区毎で校 区福祉委員会が取り組む小地域ネットワーク活動を支援し、コミュニティソーシャルワーカ ー(CSW)は個別の福祉課題への取り組みを支援者、関係機関と連携することで、地域の 福祉力を高めるための仕組みづくりを図っていきます。
- ☆制度の狭間にいる人や複合多問題を抱える人々への支援に対して、多種多様な関係機関・専 門職との連携を強化するために、地域ごとの地域福祉ネットワーク推進会議を定期的に開催 していきます。
- ☆地域住民が、地域福祉の活動や福祉課題が身近な地域のこととして、気軽に参加できる住民 参加型のネットワーク会議が開催できるように働きかけていきます。

## 重点方針(6)

#### 権利擁護の取り組みをすすめます

#### 【みんなで取り組む方向】

◎サービスの対象から漏れやすい人の権利を守るためにコミュニティソーシャルワーカー (CSW)等の専門的支援の充実と市民への啓発に努めます。また、地域包括支援センターによる高齢者の権利侵害の予防体制の強化や日常生活自立支援事業による判断能力が不十分な人の円滑な支援体制、市民後見人の活動支援による市民参加の増進に取り組みます。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎老人クラブは、高齢者が犯罪に巻き込まれないために、成年後見制度についての知識を深められるよう積極的に研修会の参加に努めます。
- ◎当事者団体は、障がい者、高齢者の権利擁護についての相談業務や成年後見制度の理解を促進し、制度として効果的な活用をすすめます。また、成年後見人等受任者研修を開催し、後見人としてよりよい活動を支援するための知識の向上に努めていきます。
- ◎福祉施設の入所者の権利擁護を地域の市民の方々に周知し、権利擁護に関する意識の向上に取り組みます。
- ◎地域包括支援センターを中核として、誰もが安心して暮らせるように関係機関、専門機関との地域ネットワークづくりに取り組みます。
- ◎当事者団体は、成年後見制度などの正しい知識と理解を深め、介護者の負担及び不安軽減が図れるよう積極的に勉強会、研修会を開催します。

- ☆日常生活自立支援事業は、関係機関との支援体制のネットワーク化を推進し、専門員の体制 を強化して、利用待機者の解消に向けて取り組みます。
- ☆権利擁護と地域福祉の担い手である市民後見人の活動を推進するため、市民後見推進事業に 取り組み、専門職による法的な専門性を補う技術支援と相談支援を行うなど、バックアップ 体制を整備します。
- ☆権利侵害の対象になりやすい高齢者に対して、地域包括支援センターが中心に権利侵害の予防や対応を専門的に行っていきます。
- ☆生活支援の必要な人や生活の自立をめざす人などの就労支援を含め、生活困窮者の自立促進 支援に向けた取り組みを検討し推進します。
- (※) 日常生活自立支援事業 認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。
- (※)市民後見人 一般市民による成年後見人。判断能力が十分でない人の生活を身近な立場で支援し、本人に代わって必要な契約や財産 管理などの法律行為を行います。

## 重点方針(7)

#### 情報の提供や研修を充実します

#### 【みんなで取り組む方向】

◎適正な福祉サービスの確保と情報提供を行うため、情報を集約し、迅速に提供できる仕組みをつくります。また、地域福祉のリーダーを育成する研修等を充実します。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎スマートフォンやタブレットなどの新たな情報ツールを利用し、有益な情報を効率的に市 民に配信できる仕組みづくりを推進します。
- ◎小地域ネットワーク活動では、さまざまな提案や情報を得ることで、新たな活動へとつながるよう、それぞれの地域で行われている活動内容や情報を共有化できるように働きかけていきます。
- ◎地域のなかで福祉施設の周知を図り、施設の利用につなげるため、より多くの市民への情報の提供や広報活動に取り組みます。

- ☆住民に対して有益な福祉に関する情報を調査・研究するとともに、その情報を発信するツールや内容、広報紙などの発行部数、配布先などを検討し、だれもが情報を手に入れやすい環境づくりに努めます。
- ☆校区福祉委員会の機関紙や広報紙などで、地域住民に活動の報告や研修会、行事の案内、介 護予防事業などの広報啓発活動をすすめていきます。
- ☆福祉団体間で意見交換を行える場を設け、活動内容や課題などを共有することにより、新たな連携・協働による活動が拡がるような仕組みをつくっていきます。
- ☆地域で介護予防教室を出張で実施し、高齢者を介護している家族等が介護に関する知識や技術、介護者の健康管理等について学ぶための家族介護教室を開催できるよう広く周知していきます。
- ☆地域で福祉活動を行うリーダーを育成する研修を行っていきます。
- ☆ネグレクトや社会的孤立などの今日的な課題を、支援者や関係機関と共有し取り組めるよう な講座や研修会を実施していきます。
- ☆地域安心生活サポーターや認知症サポーターなどに、ボランティア活動に興味・関心を持ってもらい、活動に参加するきっかけとなるボランティア活動に関する情報を発信していきます。

## 重点方針(8) 社会福祉協議会の機能を充実します

#### 【みんなで取り組む方向】

②社会福祉協議会が地域福祉推進の中間支援組織としての機能をより一層充実し、関係諸 団体や専門機関との協働による地域福祉ネットワークの構築・強化に努めます。

- ☆社会福祉協議会の職員が福祉の専門職としての専門性を高めて、地域での問題、課題につい て地域とつながり、時には支援し、リードしながら自分たちのまちの福祉力を向上するよう 努めます。
- ☆社会福祉協議会は、新・地域福祉活動計画を進めるため、職員に知識と技術の向上と計画を 達成、具現化できる明確な進行管理を行い、地域福祉の推進を図ります。また、市民、行政、 各団体等の協力を得ながら、この計画の遂行に取り組みます。
- ☆社会貢献活動として「(仮称)全国地域偉人伝こどもサミット」を開催し、未来を担う子ど も達を育み、地域の活性化に向けて取り組んでいきます。
- ☆地域福祉に取り組む様々な団体が、社会福祉協議会の事業に賛同し参画してもらえるように 広報啓発に努め、福祉のまちづくりを一体となり推進していける体制を整えていきます。
- ☆社会福祉協議会の持つさまざまな機能を十分活かすための組織内の協働・連携強化を図り、 様々なニーズに対応できるよう総合的な福祉推進の取り組みが行える体制を構築していきま す。
- ☆地域やボランティアなどの福祉活動情報などを市民や関係機関などに発信していく福祉情報 発信基地として、機能強化を図っていきます。
- ☆社会福祉協議会が取り組んでいる賛助会員制度や共同募金の呼びかけを強化するとともに、 より安定的な自主財源を確保・拡充していくための取り組みを検討していきます。



## 基本目標Ⅲ 地域福祉のこころを育もう

#### 重点方針(9)

#### 福祉の学習や研修を充実します

#### 【みんなで取り組む方向】

◎市民の福祉意識の醸成のため教育機関や関係団体、福祉施設等との連携により、市民の 社会福祉に対する関心や理解を深め、福祉活動の担い手の育成を推進します。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎当事者団体は、社会福祉協議会で実施される講座、研修会など、特に障がいに関する講座では、積極的に協力や連携をしながら知的障がいの理解につながる取り組みをすすめます。
- ◎当事者団体は、災害研修を通じて障がい者の災害時の避難場所や方法などの確認方法について理解を深め、それぞれの障がいの特性に応じた災害時における安全・安心できる体制づくりをすすめます。
- ◎当事者団体は、行政や各関係機関との連携・協力による研修会を開催します。また、問題を抱える家庭の状況について民生委員、地域の支援者(自治会・校区福祉委員会・民生委員会等)の方々から情報が得られるよう努力していきます。

- ☆次世代の地域づくりを担う子ども達に福祉の正しい認識と、共に生きる支え合いの心を育て、 将来の福祉社会の向上を築いていきます。
- ☆市内5つの大学・短期大学と連携し、学生ボランティアを発掘・拡充し、学生同士の情報共有の場づくりや活動を推進していきます。
- ☆社協地域担当職員(COW)、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、ボランティア・市民活動センターが連携し、地域の支援者(自治会・校区福祉委員会・民生委員会等)の方々と協働で支援を必要とする人やその人を支える周りの人たちの現状を理解できるような福祉研修を推進していきます。
- ☆福祉の学習や研修に取り組んでいる地域の状況をホームページに掲載し、広く市民に周知することにより、継続実施できる環境づくりと実施地域の拡充を推進します。
- ☆福祉団体・当事者団体・福祉事業所や行政との協働による研修会、交流会を通して情報の共 有を行うことで、社会的孤立の解消をはじめ、主体的な地域福祉活動の推進を目指します。
- ☆当事者団体や事業所職員等と協働し、福祉チャレンジセミナーや車いす体験教室、ボランティア講座等、障がいのある人と交流する機会をつくり、障がいに対する理解を深め、心のバリアフリーを推進していきます。
- ☆福祉教育指導者ボランティアの育成及び当事者ボランティアの新たな担い手づくりとして、 介護資格や介護経験のあるボランティアを福祉教育の指導ボランティアとして養成し、様々 なニーズに対応できるボランティアの育成・獲得につながる取り組みを行います。
- ☆シニア地域活動実践塾の修了生が社会貢献に取り組みやすいように、活動の受け入れ先など の情報提供を充実していきます。
- ☆福祉施設と教育機関が協働し、地域の子ども達に福祉教育や人権教育を行い、人にやさしく 接する心を育み、将来の福祉の担い手を育成します。
- ☆教育委員会と連携して実施している初任教職員ボランティア研修を継続・拡充し、ボランティア活動の活性化を図ります。

## 重点方針(10)

#### 地域福祉のプラットホームをつくります

#### 【みんなで取り組む方向】

◎ボランティアやNPOがより身近な地域で活動できるように、地域を拠点としたプラットホームづくりを推進します。

#### ■地域住民や団体・事業者等が取り組んでいくことの例示(策定委員会での意見)

- ◎校区福祉委員会は、まちをひとつにする仕組みとして各種団体、組織と連携をすすめ、地域の 特性をいかして、活動しやすい場や環境づくりに取り組みます。
- ◎まちづくりのなかで、一番大切なコミュニティの活性化をすすめ、顔の見える関係づくりを築くための社会貢献活動に取り組みます。
- ◎福祉行政は、障がい者、高齢者、生活保護受給者の担当部局などと連携して業務に取り組んでいきます。
- ◎福祉施設は、社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の窓口となり小地域コミュニティのなかで、地域福祉のプラットホームとして中心的な役割を担えるように取り組みます。
- ◎ボランティア連絡会は、行政、社会福祉協議会の協力や協働によりボランティアが活動しやすい拠点づくりをすすめていきます。

- ☆地域福祉ネットワーク推進会議の充実と強化を図るために、地域の支援者(校区福祉委員会・ 自治会・民生委員会等)の参加の仕組みづくりをすすめていきます。
- ☆地域に住む様々な人(子どもから高齢者まで)が集える事業をその地域の福祉活動支援者や団体と協働で企画し、世代間交流が活性化し、地域で顔の見える関係づくりが進展するよう支援していきます。
- ☆3カ所の老人センター(五条・角田・高井田)が実施する、地域型ボランティア養成講座の受講者が老人センターを拠点として、身近な地域でボランティア活動がしやすい環境を整備していきます。
- ☆地域にある身近な施設、空き教室、空き店舗などをボランティア、NPO、地域住民などが、 市民活動の場、交流の場として活用できるように、行政、関係機関と話し合いを進め、市民活動の裾野を拡げていけるよう環境づくりをすすめていきます。
- (※) 地域福祉のプラットホーム 地域福祉をみんなで進めていくために、身近な地域で誰もが自由に参加し、情報や意見を交換しながら協働していく場所づくりです。
- (※) 地域福祉ネットワーク推進会議 高齢、障がい、児童の各分野を越えた専門機関、関係機関同士が集まり、地域福祉の推進と地域の課題を解決するため の横のつながりを深め、お互いの連携を図るための会議です。

#### 「新・地域福祉活動計画」策定委員会規程

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会(以下「協議会」という。) 定款第21条第3項に基づき、新・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設け、新・地域福祉活動計画に関して必要な事項を定める。
- 第 2 条 委員会は、「地域福祉活動計画プラン21」基本計画(平成6年10月)、「地域福祉活動計画新・プラン21」(平成13年3月)、「市民福祉活動計画2008」(平成16年3月並びに「新・地域福祉活動計画プラン'13」(平成21年4月)の構想を承継しながら、協議会が今後の地域福祉活動をさらに推進するための中期的な地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定することを目的とする。
- 第3条 委員会は、この計画を策定するために次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 事業の現状ならびに関連する行政施策の分析とまとめ
  - (2) 計画策定に必要な既存資料の整理、分析
  - (3) 地域福祉活動を推進するための課題の明確化
  - (4)地域福祉活動を推進するための目標および実施計画の策定
- 第 4 条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 4名

委員 25名以内

- 第 5 条 委員長、副委員長及び委員は、地域福祉及び計画策定の専門家、協議会の事業に 関係する団体施設、保健・福祉・医療の行政・専門機関、学識経験者、協議会役・ 職員のなかから、理事会の承認を得て協議会会長が委嘱する。
- 第 6 条 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
  - 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 第7条 委員の任期は第9条に規定する期日までとする。
  - 2 交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 委員会は委員長が招集しその議長となる。
- 第 9 条 委員会の設置期間は、平成25年5月30日から26年5月29日までとする。
- 第10条 委員会の会務について委員長は、理事会に報告しなければならない。
- 第11条 委員会の事務は協議会事務局で行う。
- 第12条 この規定に定めるもののほか、目的達成に必要な事項は協議会会長の意見を聞き委員長の権限に委ねる。

附則

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

## 「新・地域福祉活動計画」策定委員会名簿

(順不同)

	氏 名	所属 • 団 体
委員長	新﨑 国広	大阪教育大学
副委員長	松浦 隆	校区福祉委員会連合会
	山下 修	東大阪市老人クラブ連合会
	福永 亮碩	東大阪市民生委員・児童委員協議会連合会
	住山 仁美	東大阪市自治協議会
委員	大川百合子	東大阪市老人介護者家族の会
	幸田、栄長	NPO代表
	坂本ヒロ子	東大阪市手をつなぐ親の会
	田中 米男	東大阪市身体障害者福祉協会
	辻村 祐子	東大阪市母子寡婦福祉会
	辻本 謙嗣	東大阪市福祉施設会
	西島善久	東大阪市高齢介護施設会
	西原 弘将	大阪府社会福祉協議会
	福永 忠	東大阪市ボランティア連絡会
	藤本 義隆	東大阪市意岐部地域人権協会
	増田 勉	東大阪市人権長瀬地域協議会
	平田厚之	東大阪市福祉部生活福祉室
	田中健司	東大阪市福祉部福祉企画課
	米嶋 和博	東大阪市社会福祉協議会
オブザーバー	片山 良巳	(株)サーベイリサーチセンター

(事務局) 吉原 道代、交久瀬 忍、坂東 建哉、久利 寛二、力谷 浩文、竹林 正年、西野 弘哲、村井 敏弘、福田由美子、浦田 和美、吉岡 章五、福井 久代、杉本 眞美、冨田美恵子、濱 貴子、林 良子

## 「新・地域福祉活動計画」策定委員会の開催状況

	年 月 日	案 件
第1回	25年12月 4日	<ul> <li>(1)委員の紹介について</li> <li>(2)「新・地域福祉活動計画プラン'13ひがしおおさか」の状況報告について</li> <li>(3)「新・地域福祉活動計画」(案)の構成について</li> <li>(4)計画において重点的に検討すべき課題について</li> <li>(5)今後の策定委員会の進め方について</li> <li>(6)その他</li> </ul>
第2回	26年 2月 7日	(1)「新・地域福祉活動計画」(案)の概要説明について (2)「新・地域福祉活動計画」(案)に盛り込みたいこと について (3)「新・地域福祉活動計画」(案)の策定に伴う 福祉団体等の取り組みについて意見交換会 (4)その他
第3回	26年 3月 7日	(1)「新・地域福祉活動計画」(案) について (2) その他

「東大阪市第4期地域福祉計画」、東大阪市社会福祉協議会 「新・地域福祉活動計画」策定における地域福祉懇談会の開催状況

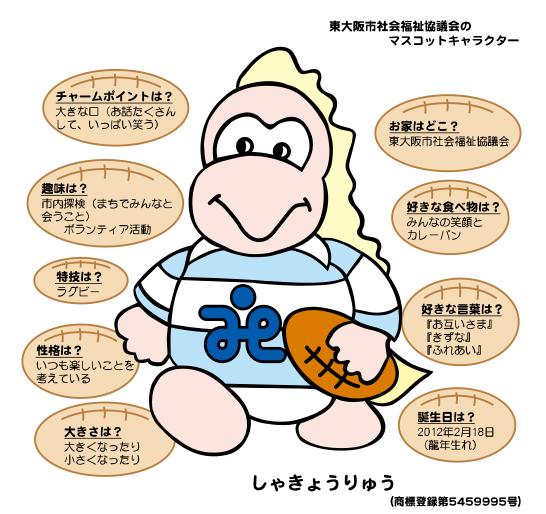
地区	リージョン区	年 月 日	開催会場
東	A • B	25年9月 6日	東公民館
ф	C • D	25年9月12日	Dリージョンセンター
西	E•F•G	25年9月13日	Fリージョンセンター

## 「新・地域福祉活動計画」職員プロジェクトチーム会議の開催状況

	年 月 日	案 件
第1回	25年11月 1日	(1)「東大阪市第4期地域福祉計画」策定の進捗状況について (2)「新・地域福祉活動計画」(案)に盛り込みたいことについて (3)その他
第2回	25年11月6日	(1)「新・地域福祉活動計画プラン'13ひがしおおさか」の 状況報告について (2) 社協活動の原点の振り返り (3)「新・地域福祉活動計画」(案)に盛り込みたいことについて (4) その他
第3回	25年11月28日	(1)「新・地域福祉活動計画」(案)に盛り込みたいことについて (2)「新・地域福祉活動計画」(案)作成に伴う 書式(レイアウト)のサンプルについて (3) その他
第4回	25年12月26日	(1)「新・地域福祉活動計画」(案)に盛り込みたいことについて (2) その他
第5回	26年 1月21日	(1)「新・地域福祉活動計画」(案)に盛り込みたいことについて(2)「新・地域福祉活動計画」(案)の策定にあたり福祉団体等の取り組みについて(3)第2回「新・地域福祉活動計画」策定委員会について(4)その他
第6回	26年 2月26日	(1)「新・地域福祉活動計画」(案)に団体から 提案された意見の反映方法について (2)「新・地域福祉活動計画」(案)の書式(レイアウト)について (3)その他

#### <プロジェクトチーム員>

# しやきょうりゅう



ボクの名前は『しゃきょうりゅう』です。

市民のみなさんに、もっともっと社協(しゃきょう)のことを知ってもらい、一緒に "助けあい"や"ふれあい"のあるまちづくりのために活躍出来たら、うれしいです。 どうぞ、よろしくお願いします。

※社協とは社会福祉協議会の略です。

新・地域福祉活動計画 スクラム'18 平成26年4月 社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

〒577-0054 東大阪市高井田元町1丁目2番13号 東大阪市立総合福祉センター 4階 TEL:06-6789-7201 FAX:06-6789-2924

> http://www.heartnet-hoshakyo.org/ E-mail:hosi01@cap.ocn.ne.jp